

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成25年9月27日
【会社名】	ナトコ株式会社
【英訳名】	NATOCO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 粕谷 健次
【本店の所在の場所】	愛知県みよし市打越町生賀山18番地
【電話番号】	(0561)32-2285(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長・生産企画部長 山本 豊
【最寄りの連絡場所】	愛知県みよし市打越町生賀山18番地
【電話番号】	(0561)32-2285(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長・生産企画部長 山本 豊
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成25年9月27日開催の取締役会において、巴興業株式会社（以下「巴興業」といいます。）を当社の株式交換完全子会社とし、効力発生日を平成25年11月1日とする株式交換についての株式交換契約を締結することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株式交換の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金（又は出資）の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号：巴興業株式会社

本店の所在地：愛知県みよし市打越町池下29番地の2

代表者の氏名：代表取締役社長 田中 和夫

資本金の額：50百万円

純資産の額：937百万円（平成24年10月31日現在）

総資産の額：1,340百万円（平成24年10月31日現在）

事業の内容：産業廃棄物および特別管理産業廃棄物の収集運搬及び処分
リサイクルシンナー及び純品シンナーの製造販売

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

事業年度	平成22年10月期	平成23年10月期	平成24年10月期
売上高（百万円）	1,202	1,955	2,429
営業利益（百万円）	190	228	265
経常利益（百万円）	196	235	269
当期純利益（百万円）	114	135	153

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
粕谷 忠晴	83.33%
粕谷 たき	16.67%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係 当社と巴興業の間には、記載すべき資本関係はありません。

人的関係 当社は巴興業に非常勤取締役1名を派遣しています。

取引関係 当社は巴興業より製品の購入を行っており、巴興業は当社より原材料の購入を行っております。

(2) 当該株式交換の目的

当社は、巴興業を本株式交換により完全子会社することにより、グループ運営の機動性を高め、グループ連結経営体制をより一層強化し、企業価値向上を目指してまいります。

(3) 当該株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社、巴興業を株式交換完全子会社とする株式交換です。本株式交換は、当社については会社法第796条第3項に基づく簡易株式交換の手続きにより、当社の株主総会の承認を得ることなく行います。巴興業については、平成25年10月8日に開催予定の臨時株主総会にて承認を得たうえで行う予定です。

株式交換に係る割当ての内容

巴興業の普通株式1株に対し、当社の普通株式683株を割当交付いたします。本新株発行による希薄化は、11.19%であります。

その他の株式交換契約の内容

当社が、巴興業との間で平成25年9月27日付で締結した株式交換契約書の内容は次のとおりです。

株式交換契約書

ナトコ株式会社（以下「甲」という）と巴興業株式会社（以下「乙」という）は、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という）を締結する。

（株式交換）

第1条 甲および乙は、本契約の定めるところに従い、株式交換（以下「本株式交換」という）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式の全部を取得する。

（株式交換に際して交付する株式およびその割当）

第2条 甲は本株式交換に際して、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時の乙の株主に対し、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式683の割合をもって甲の株式を割当交付する。

2 甲は、前項に基づき割り当てる株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条に従いこれを処理する。

（資本金および準備金の額）

第3条 本株式交換により増加する甲の資本金および準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金 金 0円

(2) 資本準備金 金 671,252,400円

（株式交換の効力発生日）

第4条 本株式交換が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という）は、平成25年11月1日とする。ただし、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議うえで、効力発生日を変更することができる。

（株主総会の承認）

第5条 甲は会社法第796条第3項の規定により、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本株式交換を行う。

2 乙は平成25年10月8日に臨時株主総会を開催し、本契約の承認および本株式交換に必要な事項に関する承認を求める。ただし、乙は甲との合意によりこの開催日を変更することができる。

（会社財産の管理等）

第6条 甲および乙は、本契約締結後から本株式交換の効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自らの業務の執行および財産の管理、運営を行い、その財産または権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議のうえで行う。

（株式交換条件の変更および本契約の解除）

第7条 本契約締結の日から本株式交換の効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙それぞれの資産状態、経営状態に重大な変更が生じたときは、甲乙協議のうえ株式交換条件を変更または本契約を解除することができる。

（本契約の効力）

第8条 本契約は、第5条第2項に定める乙の株主総会の承認または法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

（協議事項）

第10条 本契約に定める事項のほか本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙協議のうえ定める。

本契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印にうえ、各1通を保有する。

平成25年9月27日

甲 愛知県みよし市打越町生賀山18番地
ナトコ株式会社
代表取締役社長 粕谷 健次

乙 愛知県みよし市打越町池下29番地の2
巴興業株式会社
代表取締役社長 田中 和夫

(4) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

算定の基礎

当社は、本株式交換における交換比率の算定については、その公正性及び妥当性を確保するため、第三者機関に算定を依頼することとし、三宅会計事務所を第三者機関として選定いたしました。三宅会計事務所は、当社の株式価値については当社が上場会社であることを勘案し、市場株価法により、巴興業の株式価値については巴興業株式が非上場株式会社であることを勘案し、時価純資産価額方式により、株式価値の算定を行っております。

当社の株式価値については平成25年9月20日を算定基準日とし、東京証券取引所JASDAQ市場における当社株式の算定基準日までの直近1ヵ月、3ヵ月及び6ヵ月の各取引日における終値平均値を算定の基礎としております。

なお、三宅会計事務所が提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

算定の経緯

当社は、三宅会計事務所による株式交換比率の算定結果を参考に、両社で株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、巴興業の普通株式1株につき当社の普通株式683株を割当て交付する株式交換比率が妥当であるとの判断に至り合意いたしました。

算定機関との関係

三宅会計事務所は、当社及び巴興業の関連当事者には該当いたしません。

(5) 当該株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金（又は出資）の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号 : ナトコ株式会社
本店の所在地 : 愛知県みよし市打越町生賀山18番地
代表者の氏名 : 代表取締役社長 粕谷 健次
資本金の額 : 1,626百万円
純資産の額 : (連結)現時点では確定しておりません
(単体)現時点では確定しておりません
総資産の額 : (連結)現時点では確定しておりません
(単体)現時点では確定しておりません
事業の内容 : 塗料・インキ・合成樹脂・ファインケミカル製品の製造販売及び関連商品の販売

以 上